



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 家畜の予防検査の実施（畜産課） ..... 1
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） ..... 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） ..... 4
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 4
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 4
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 4

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部交通規制課） ..... 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部交通規制課） ..... 6

### 人事委員会事項

- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8
- 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 ..... 10

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 11

### 正 誤

- 令和4年3月29日付け公報定期第5019号中訂正・2件 ..... 11
- 令和4年12月27日付け公報定期第5089号中訂正 ..... 12

## 告 示

### 沖縄県告示第115号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚

ブルセラ症	牛及び豚	(1) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 種付けの用に供する雄豚
結核	牛及び山羊	(1) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 18か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛伝染性リンパ腫	牛	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚熱	豚及びいのしし	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蝕 <sup>そ</sup> 病	蜜蜂	蜜蜂

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法又はウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ症	エライザ法、試験管凝集反応法、補体結合反応検査、疫学的検査、臨床検査又は細菌検査
結核	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）、疫学的検査又は臨床検査
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査又は細菌検査

	査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査又は臨床検査
ピロプラズマ症	血液検査又は遺伝子検査
アナプラズマ症	血液検査又は遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫	エライザ法又は間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚熱	血液検査、エライザ法、遺伝子検査、中和試験法、蛍光抗体法又は臨床検査
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法又は臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間又は遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法又は発育鶏卵法
家きんサルモネラ症	血清平板凝集反応法
腐蛆病	臨床検査又は細菌検査

沖縄県告示第116号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
豚熱	豚及びいのしし	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
豚熱	注射	豚熱予防液の皮下又は筋肉内接種
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液の筋肉内接種
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液又は牛異常産四種混合（アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症及びピートンウイルス感染症）不活化予防液の筋肉内接種
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液の皮下接種
ピロプラズマ症	薬浴	プアオン用フルメトリン製剤の滴下
アナプラズマ症	薬浴	プアオン用フルメトリン製剤の滴下
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液の筋肉内接種

**沖縄県告示第117号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、読谷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和8年3月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 西原町字嘉手苅134番29から西原町字小那覇626番2まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月23日

**沖縄県告示第119号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

**沖縄県告示第120号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大宜味村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 大宜味村字田港
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年11月11日から令和8年2月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステムの宿泊税導入に係る改修業務（当初開発） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和8年1月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 支店長 宇野徹 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 320,574,375円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月5日 沖縄県指令土第708号、令和7年1月7日 沖縄県指令土第5号（変更）、令和8年2月10日 沖縄県指令土第136号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市上野字宮国ソバル975番39ほか5筆及び975番6ほか4筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市上野字宮国775番地1 株式会社南西楽園リゾート 代表取締役 高橋洋二
- 5 検査済証番号 令和8年3月4日 第5045号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月10日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 交通管制システム上位装置の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和8年3月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5211）
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年4月27日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する交通管制システム上位装置の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付

するので、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 交通管制システム上位装置（以下「上位装置」という。）の賃貸借一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 令和8年3月17日付け沖縄県公報定期第5395号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による上位装置の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - イ 上位装置の設置及び設定を行うことができると並びに当該上位装置に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を令和8年4月27日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者
  - ウ 納入しようとする上位装置の機能等証明書を令和8年4月27日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該上位装置を納入の期限までに納入することができることを証明した者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年4月27日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和8年4月27日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月16日（火曜日）午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和8年6月12日（金曜日）午後3時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年4月27日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 本件入札公告は、次年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和8年6月15日(月曜日)午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Name and Quantities of the Central Computer Device.  
Lease of Central Computer Device for Traffic Control System  
One Complete Set
- (2) Bid Opening  
Date and Time: At 10:30 Tuesday, June 16, 2026  
Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to Submit the Bid Document  
Due Date and Time: By 10:30, Tuesday, June 16, 2026  
Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.  
\* We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to Submit the Bid Document by Postal Service  
Due Date and Time: By 17:00, Monday, June 15, 2026  
The Bid Document must be delivered by Registered Mail to the Handling Division.
- (5) Handling Division  
Organization: Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ  
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan  
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

## 人事委員会事項

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

## 沖縄県人事委員会規則第5号

## 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「受ける」の次に「会計年度任用職員に対しては、会計年度任用」を加え、「から起算して2月間継続勤務（任命権者を同じくする職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては」を「において」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「1年2月以上継続勤務し」を「1年以上継続勤務（任命権者を同じくする職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し」に、「2月経過日」を「採用日」に改め、同条第3項中「2月経過日」を「採用日」に改める。

第7条第5号を次のように改める。

(5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合

第7条中第19号を第23号とし、第18号の次に次の4号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い

必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第8条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を第4号とし、同項中第8号を削り、第9号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第1号及び第2号」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第5条関係）**

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日	採用日から起算した継続勤務の期間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

**備考**

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の第1欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつては同表の第2欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日数又は第4欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であつて、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年2月1日から令和8年3月31日までに採用された会計年度任用職員のうち、採用日から起算して2月以上継続勤務（この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第2項に規定する継続勤務をいう。以下同じ。）となる期間の任期を定めて令和8年4月1日から引き続き採用されるもの（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対する改正後の規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「会計年度任用職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）」とあるのは「令和8年4月1日」とし、別表第1中「採用日」とあるのは「令和8年4月1日」とする。
- 3 令和8年1月31日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員（改正後の規則第6条第1項の規定の適用を受ける者を含む。）に対する年次休暇に関する規定の適用については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**沖縄県人事委員会訓令第1号**

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

**沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令**

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第51号を第52号とし、第10号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 人事委員会が当事者である訴訟事件について、事務局職員に訴訟代理人を命ずること。

**附 則**

この訓令は、令和8年3月17日から施行する。

**選挙管理委員会事項**

**沖縄県選挙管理委員会告示第23号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和8年沖縄県選挙管理委員会告示第3号は、廃止する。

令和8年3月17日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,524
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,020
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,160
うるま市選挙区	33,493
沖縄市選挙区	37,453
宜野湾市選挙区	26,336
浦添市選挙区	30,659
那覇市・南部離島選挙区	87,515
豊見城市選挙区	17,014
島尻・南城市選挙区	36,721
糸満市選挙区	16,095
宮古島市選挙区	15,285
石垣市選挙区	14,711
国頭郡選挙区	17,808
中頭郡選挙区	41,807

**正 誤**

令和4年3月29日付け公報定期第5019号掲載の「土砂災害警戒区域の指定（沖縄県告示第100号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から16	翁長幸地(6)	西原翁長(6)

令和4年3月29日付け公報定期第5019号掲載の「土砂災害特別警戒区域の指定（沖縄県告示第118号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
20	上から14	翁長幸地(6)	西原翁長(6)

令和4年12月27日付け公報定期第5089号掲載の「土砂災害特別警戒区域の指定の解除（沖縄県告示第488号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
9	上から23	安谷屋(1)	安谷屋(3)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---